

関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について (協力依頼)

平素より、労働安全衛生行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、化学物質の製造又は取扱いについては、労働安全衛生法の特別規則により規制してきたところですが、規制の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、事業者が自ら行う化学物質の危険・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果により、国が定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入する関係政省令の改正が、令和 6 年 4 月 1 日に全面施行されました。

厚生労働省では、これらの化学物質管理について、広く職場における危険・有害な化学物質の管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、「化学物質管理強調月間」(実施期間：令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日)を主唱しております。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、関係事業場に対する周知啓発等の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

担当 北海道労働局労働基準部健康課
電話 011-709-2311 内線 3563